水循環基本計画変更の基本的な方針(案)について

今回の水循環基本計画の変更では、以下の事項等を盛り込む方針。

1. 流域総合水管理への展開

• あらゆる主体の連携による「流域総合水管理」の推進

2. 上下水道一体の取組の推進

- ウォーターPPP をはじめとする官民連携や広域化の推進
- DX 導入等による事業の効率化・高度化・基盤強化の推進

3. 令和6年能登半島地震を踏まえた対応

- 水インフラの耐震化
- 上下水道等の早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
- 地下水・雨水等の代替水源の実態把握や災害時の有効利用等の推進

4. 地球温暖化対策

- 流域でのカーボンニュートラルの推進
- 複数ダム間での連携等による水力発電の最大化
- 水道取水口の上流移設を含む上下水道施設の再編等による省エネ化

5. 地下水の利活用

- 地下水の実態把握等による地下水マネジメントの推進
- 地下水を活用した地域振興の推進

6. 令和5年度渇水を踏まえた対応

- 渇水タイムラインの推進
- ダムの貯水率等、リアルタイム情報の提供

7. 流域水循環計画の推進

• 流域水循環計画策定の加速化、質の向上

参考:本計画(R2)において重点的に取り組む主な内容

- (1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション
 - ~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~
- (2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~
- (3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承
- ~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~